

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十一年四月二日

広島県収用委員会

- 一 起業者  
国土交通大臣
- 二 事業の種類  
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県尾道市木ノ庄町木梨字坂本地内から同市御調町貝ヶ原字千疊敷地内まで及び同県世羅郡世羅町大字川尻字頓迫地内から同町大字川尻字大仙山地内まで）
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	積	裁決手続を開始する土地の面積（m <sup>2</sup> ）	
				公簿	現況
尾道市御調町岩根字三本松	一〇四一一番	保安林	一五八一	一五八一・三五	五六五・五九
		保安林			内収用 三三四・三〇 （別紙土地実測平面 図中画地Aの部分）
					使用 二二四一・二九 （別紙土地実測平面 図中画地Bの部分）

四 土地所有者の氏名及び住所

新井道明 尾道市御調町中原一二九番地一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日  
平成二十一年三月二十四日